

## 令和3年度事業報告の件

はじめに

令和3年度は、令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症との闘いの1年となった。特に、第6波においては、年始から感染者数が激増し、瞬く間に第5波までの感染者数を超えた。当然ながら当会の事業活動への支障が続いた。しかしながら、令和2年度よりも3年度と、長引くコロナ禍での経験をもとに、工夫しながらウィズコロナを念頭においた事業活動を行った。未だ収束したとは言いがたい状況ではあるが、令和3年度末頃から、ようやく日本政府も社会経済活動との両立（ウィズコロナ）に舵を切り始めたと感じている。当会もこの流れに遅れることなく今後の事業活動を行いたい。コロナの収束を願うばかりである。

令和3年度の特質すべきことは、ロシアのウクライナへの軍事侵攻（全面的侵略戦争）である。連日報道からは戦禍による惨状が伝えられ、罪のない多数のウクライナの人が死傷している。ロシアは国際法及び国際人道法違反であり、決して許されるものではない。この21世紀になぜそんな暴挙が起こるのか。人権擁護を使命とする司法書士に何ができるのか、せめて県内での人道支援活動に参加したいと考えているところである。一日も早いロシア軍の撤退とウクライナの平穏と復興を願う（本定時総会が開催されているころには良い方向で平穏が訪れていることを願う）。

また、自然災害においては、令和3年度も地震が各地に発生し、特に東北地方に多く、令和4年3月に発生した福島沖を震源とする大地震は、人命やインフラに甚大な被害を与えた。そして、集中豪雨では日本各地の河川が氾濫し、さらに自然災害とは言いがたいが、記録的な集中豪雨により、熱海では土石流災害が発生し、多数の死傷者、家屋の倒壊が起きた。ここ数年間、報道では100年に一度の豪雨に見舞われたなどの評論を耳にすることがある。しかし、毎年起こっている自然災害は、100年に一度とか、想定外などという言葉では説明がつかない。地球温暖化においては、これらは毎年起こりうる災害という認識と覚悟、その備えが必要であることは明らかである。

当会では災害対策部を中心として、近司連の災害対策部、近畿まちづくり支援機構、日司連とも連携をとりながら、毎年災害が起きるとの想定の下、その備えに対する検討を続けており、今後も被災会としての使命を果たしていきたい。

令和3年度は、理事会を13回実施した。また、注意勧告小理事会を3回、量定小理事会等を5回開催した。すべて Microsoft teams を併用したハイブリットなWEB会議とした。ただし、令和4年1月の理事会を土曜日開催とし、コロナ禍までは毎年行われていた新年会を、2年ぶりに懇親会として開催した。感染対策を徹底して、有志を対象としたものだったが、実際に顔を合わせて話すことがとても有意義だったと感じている。今後も感染状況を見ながら、何度かに一度はリアル会議を開催したいと考えている。

会員に対する苦情対応は、慎重に審議して判断する必要がある。1つの苦情に対して、非違行為の有無の結果に至るまで、関与する人数も会議数も非常に多く、その期間も長くなる。令和3年度の苦情件数は、令和2年度より若干減少した。改正司法書士法の使命を実践し、将来ゼロになることを切に望んでいる。また、懲戒処分権者が法務大臣に変更されたことに伴い、法務省から「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）」が新たに示

されており、昨年も新基準に沿った適正な対応が求められた。

令和3年度からSDGs（持続可能な開発目標）の研究を始めている。SDGs（エシカル（理論的な）消費等）をテーマとするとても有意義な研修会を開催することができた。今後、貧困、ジェンダー、司法アクセスなど司法書士会が行えるSDGsとは何か、会員一人ひとりが行うべきSDGsとは何かを検討した。これら検討内容を令和4年度には形にしたいと考えている。

事務局体制については、コロナ禍のため、年間を通してテレワーク等を実施している。さらに、第6波の感染急拡大に対応して、事務局職員の職場復帰に関するルールを定めた指針（「新型コロナウイルス感染症対策に関する指針」）を策定して対応した。

最後に、司法書士試験受験者の減少が制度的な課題となっているが、司法書士試験合格者（以下「合格者」という。）もコロナ禍の影響を受けている。令和2年度合格者から法務局での合格証書授与式が中止となっており、合格者は合格証書を郵送で受取っている。この合格証書授与式は、同期の合格者相互間、そして当会と合格者の初めての接点（出合いの場）でもある。日司連の中央新人研修も、令和2年度から集合研修がなくなっており、合格者相互間、合格者と当会や先輩司法書士と出会うのは、近司連を除くと当会主催の新人研修の数日間となっている。たとえ、数日間であっても合格者にとっては、同期や、先輩司法書士と接する大切な役割を果たしていると確信している。令和4年度は、合格証書授与式が開催できる状況になっていることを祈念する。

各部等の活動については、各部の事業報告をご参照いただきたい。

## 1. 総務部

### (1) 総務課

#### ① 会館修繕

一級建築士と打ち合わせをしながら、優先度の高い地下階段、市民ロビー及び職員出入口の漏水防止工事を行った。

#### ② 会則等の見直し、改正等

役員選挙について、遠方の会員の投票機会を確保するために、役員等選任規則（郵送投票・電子的投票の導入）の改正を行った。また、役員の適正な手当の実現のため、役員手当支給規則・規程の改正を行った。さらに、当会に長年在籍した会員の功労をたたえるため、功労者褒賞規程を創設した。

前回改訂より10年ほど経過している住宅金融支援機構・福祉医療機構への移転登記事務手続きマニュアルについて、近年の変更点を踏まえて改訂を行った。

継続案件の総会での電子的投票システムの導入については、デジタル化推進委員会と連携して検討を行い、総会の出欠・委任状、役員選挙の投票を想定した投票システムの試験を行った。

#### ③ 事務局

よりよい職場環境構築の一環として、育児休業・介護休業および育児・介護時における時短勤務等に関する規程の改正を行った。また、事務局において、コロナ禍においても健康で安全かつ安心して働ける職場環境を維持することを目的として、当会事務局内

での新型コロナ感染症対策に関する指針を作成した。

#### ④ 四県交流会

福岡県で開催された四県交流会に参加し、神奈川会・愛知県会・福岡県会とそれぞれの会が抱える課題等について、協議・意見交換・情報交換を行った。

### (2) 業務課

改正司法書士法施行後、懲戒権者が法務大臣となり、除斥期間の創設がされた。違反行為類型による懲戒処分の量定（別表）も改められ、量定の軽減及び加重に関する考慮要素も規定され、苦情対応及び綱紀調査、量定検討の方法も大きく変わったため、日司連執務調査室による「司法書士法改正に伴う綱紀手続等及び新綱紀調査委員会への対応に関する説明会」のWEB参加、同室講師を当会に派遣頂いて説明会を実施した。

上記改正により、総務部・綱紀調査委員会・法務局総務担当部署間の正確な情報伝達がより必要となるため、関連する委員会等との連携を図り、併せて会員の執務に関する問い合わせに関するマニュアル整備を行った。

市民からの会員の執務に関する問い合わせについては昨年度同様に対応会員による電話受付を毎火曜日・金曜日に限定し、事務局のビジネスフォン機能を対応会員スマホアプリに連携し、会館で待機することなく各事務所等において対応している。問い合わせ内容は依頼した会員と連絡が取れない、事件処理の放置、受任事件の進行に関する疑問等多岐に渡り、苦情と認定できない件も一定数あるが、事案に応じて会員への問い合わせ、申出人への説明等対応会員で情報共有の上、スピード感をもって対応している。

### (3) 非司法書士対策委員会

- ① 神戸地方法務局長より司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査の委嘱があり、支部協力のもと、下記のとおり、神戸地方法務局にて不動産登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査を行った。（調査期間）

本局不動産登記 令和4年1月12日から1月17日まで（4日間）

加古川支局不動産登記 令和4年1月19日から1月25日まで（4日間）

- ② 司法書士でない者が、SNSにおいて、会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような投稿を行っているとの情報提供を受け、照会を行った。

## 2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。特定の事業に関しては、理事会で、事業担当者から決算報告をするようにした。

経理事務業務の対応につき、引き続き顧問公認会計士、事務局と打ち合わせを行い、当会会館の保守・資産財務及び事務機器について総務部と連携し管理・更新等を行った。

その他、役員手当の支給、功労者の褒賞について検討した。

### 3. 企画研究部

#### (1) 常設委員会

##### ① 不動産登記検討委員会

ア 司法書士倫理の改正案に係る意見照会に関し、立会に関する規定、決済時の説明に関する規定など実務に関するものについての検討を行った。

イ 日常業務で問題となる事例の報告、検討及び考察を行った。

ウ 登記原因証明情報に関するアンケートについて、作成権限が司法書士に与えられた場合のメリットやデメリットの検討を行った。

##### ② 商事法検討委員会

企業法務や商業登記に関し、情報収集および検討、ならびに会員への情報提供を行うため、以下の事業を行った。

##### ア 公開研究会の実施

商業登記および規則31条業務等の会社法務における実務能力向上のため、下記のとおり公開研究会を実施した。

令和4年2月3日

商業登記手続における株主、役員の相続・後見開始時の問題点について

##### イ その他

a 兵庫県事業継承・引継ぎ支援センターが主催する兵庫県事業継承ネットワーク連絡会議への参加

b 休眠会社の整理の際に、法務局から発送される通知に同封していただくパンフレットの企画

c 公証人手数料令の一部改正（定款認証手数料の改定）について会報に寄稿

##### ③ 裁判事務推進委員会

ア 簡裁訴訟代理関係業務受託推進策の検討

イ 裁判提出書類作成業務の本人訴訟支援のあり方の検討

ウ 賃貸トラブル相談センター（仮称）開設に向けての検討

エ 民事訴訟手続きのIT化について情報を収集した。

#### (2) 特命委員会

##### ① 財産管理業務対策委員会

ア 民事信託関連業務について

会員への情報提供の場としての公開研究会開催に向け、具体的な事例やモデルについての情報収集および研究を行った。

イ その他

司法書士倫理改正案に係る意見照会について、財産管理に関する部分につき検討を行い、意見を提出した。

##### ② デジタル化推進委員会

- ア 定時総会における電子的投票を実施するための方策や問題点、使用するシステム等につき検討した。その結果、日司連も採用している「e投票」システム（株式会社グラントが提供するシステム）を使用することに決定し、令和5年度の定時総会での導入に向けて具体的なシュミレーションを行った。
- イ 司法書士が取り組むべきSDGsについての検討を開始した。

#### 4. 研修部

本会研修部と支部研修委員長で研修担当者会議を開催し、情報の共有、意見交換を行った。

##### (1) 会員研修委員会

令和3年度の会員研修は、土曜日に4時間開催する中央研修会と、平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を8回、実務研修会を15回、開催した。前年度に引き続き入室時の手指消毒や検温の励行に加えて会場内の換気を徹底するべく大型のサーキュレーターを導入する等して感染症対策を徹底した。なお、緊急事態宣言発令に伴い日程変更を余儀なくされたものについても、そのほとんどを年度内で開催することができた。

内容については、合同会社の登記のシリーズ研修をはじめ、不動産登記や財産管理、民事信託、渉外手続きと多岐にわたり、倫理研修についても、中央研修、実務研修それぞれ開催することができた。

他部門との連携については、企画研究部・社会事業部・リーガルサポート兵庫支部と共催で研修会を開催し、うまく連携することができた。また、本会の他部会が行う勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行った。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて更新を行い、参加の難しい遠方の方や研修当日の参加が都合により困難だった方を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実をはかった。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。また、倫理研修の開催にも協力いただき、支部研修委員長の皆様に、御礼申し上げる。

本会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、職務上請求書の使用方法の留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、入会后5年未満の会員を対象とした日司連の新入会員研修プログラムを実施した。eラーニングと事前課題および集合研修（ディスカッション）の組み合わせで行う研修会を、第1回は裁判分野として自然人の破産手続き、第2回は不動産登記分野として立会業務等、第3回は商業登記分野として社団財産法人、合同会社に関する手続きを扱った。

年次制研修については、神戸、淡路、姫路、たんば、但馬の5会場で実施した。令和2年度中止となった影響で令和3年度の受講者数が例年より多くなったことから、神戸会場や姫路会場で実施回数を増やして開催した。

研修の同時配信については、令和3年度の途中からZOOMのウェビナー機能を利用した研修を実施して数多くの会員にオンライン受講をしていただくことができた。

最後に、研修単位取得達成率向上を目的として、令和4年3月初旬に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり、研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば幸いである。

## (2) 新人研修委員会

神戸地方法務局での合格証書伝達式が中止となったため、例年同日に行われる新人研修に関するガイダンスを行うことはできなかった。集合研修は、令和3年12月11日、令和4年3月12日・26日の3回実施した。配属研修は、令和4年1月から指導員を引き受けていただいた会員の事務所において実施し、第1回集合研修内で配属研修ガイダンスを行い、また、募集期間を調整して、新人が受講するかの決定を行う際に、新人研修委員会の委員などに相談できるように工夫した。

第1回集合研修は、組織の説明、受講生の自己紹介、倫理・綱紀案件の講義とそれらについてのグループディスカッションを行った。第2回集合研修では不動産取引に関する講義と模擬立会を、第3回集合研修では、模擬相談を実施した。

配属研修に関しては、申込みの10名全員を受け入れることができ、全員が修了見込みである。配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。配属研修指導員をお引き受けいただいた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸しいただき深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

## (3) 補助者研修

補助者研修は、令和3年11月10日に開催した。司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理などを取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について、懲戒事例を交えながら解説を行った。

参加者からのアンケートによると、司法書士業務をより深く理解でき、また既知の事柄についても再認識することで執務姿勢を見直す機会を提供することができたものと思われる。参加して良かった参考になったという意見もあり、本研修会の必要性を実感できる結果となった。

## 5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

- ① 講師派遣事業の実施（消費者教育講座、職業人講話、司法書士派遣講座）
- ② 講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等
- ③ 学校、市民向け講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

広報手段としては、本会ホームページと県下の高等学校・短期大学にあてに司法書士講師派遣の案内発送を行った。

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座、職業人講話）

13件、また地域住民を対象とした市民講座（司法書士派遣講座）13件を実施した。会員各位（報告資料参照）のご協力に感謝申し上げます。

また、青年会が主催する、兵庫県下の児童養護施設への講師派遣事業5件に助成（持ち込み方式）を行った。

その他、日司連、近畿連、青年会の法教育委員会との連携、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

令和4年4月1日施行される成年年齢引下げによる、消費者被害対応として高等学校より講座申込みが増えており会員の皆様の一層のご協力をお願いしたい。

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。

① 生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づき助成金支給を5件実施した。

また、研修部と連携して、令和3年11月11日に「生活保護」をテーマとする研修会（申請同行支援の実務）を実施し、前記助成規程の案内及び説明を行った。

更に、相談事業部と連携して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場（神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場）において「野外における年末年始くらしの相談会」を実施した。令和3年12月28日から令和4年1月9日のうち5日間で、5件の相談に対応した。会員各位のご協力に感謝申し上げます。

② 自死問題に関するネットワーク構築の推進

自死問題については、毎年開催している神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会との共催事業の「神戸自殺総合対策フォーラム」を令和4年3月5日神戸市医師会にて開催した。今後も継続して兵庫県における自死対策関連団体との連携を継続して図っていく。

③ 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

兵庫県や神戸市において開かれる協議会等において、司法書士の役割周知に務めた。今年度は、研修部と連携して、令和4年2月1日に「ギャンブル依存症と司法書士の実践」をテーマとする研修会（全国ギャンブル依存症家族の会兵庫ほか）を実施し、依存症に対応する心構え、支援団体との交流を図った。

今後も行政等他団体と連携して様々な分野へ対応していく必要性を確認した。

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

① 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

ア 一日司法書士事業の実施

平成28年度から開始した高校生向を対象とした事業である。定員20名のところ49名の募集があった。令和4年3月24日に実施し、本年の司法書士の業務体験として調停センターぼるとの協力により、傾聴体験を実施した。

イ 親子法律教室事業の実施

こちら平成28年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業である。定員20組のところ73組の募集があった。令和4年3月13日日本会地下ホールにて開催した。教材は、初めて日司連の法教育教材「解釈のちから」で行った。参加者からは、学校行事が多数中止になる中、この法律教室に参加できて良かったと、主催者としては嬉しい感想が聞けた。

② 関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

ア 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

a 兵庫県立森林大学校

平成29年4月開講の新設学校で、教養講座についての講師派遣依頼があり以降継続している。令和4年1月18日の鈴木会長の開幕講座を皮切りに、10講座を8名の司法書士で担当し、令和4年2月8日に講座を終了した。内容は、法学全般、民法、憲法、消費者関係、紛争解決等々の講義を行った。

b 甲南大学

平成19年度より、甲南大学との学術交流事業の一環として司法書士による講義が始まり、令和3年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月下旬から翌年1月上旬までの後期日程の内、毎週水曜日4限目(90分間)、リレー形式で講義を行った。新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、対面での講義を実施していたが、最終講義はWE B活用講義へ移行になる等、感染拡大防止への対応が求められる半期となった。

「2年次演習(選択演習)」という名称になっており、法学部2年生以上を講義対象として、憲民刑などの必修科目の周辺科目という位置付けで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目となっている。全講義終了後、後期試験を実施予定であったが、緊急事態宣言発出により、急遽各講師からの課題に対するレポート提出により成績評価を行うこととなった。

一つの講義で複数名の専門家から実務面での話も聴けるため、普段の授業とは一味違うと好評を得ている。なお、本年度の履修者数は16名であった。

c 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」を締結し、当会の会員7名が客員教授として、講義を実施している。

イ 学識経験者等を招聴しての意見交換会開催

令和3年度は実施せず。

## 6. 会員事業部

### (1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、当会に関する情報のほか、企画研究等の研究活動報告を提供するとともに、税務に関する情報、とりわけ、司法書士業務に密接に関連する税務上の諸問題等、専門的分野の原稿についても、積極的に掲載し情報提供に努めた。また、会報の保管について、従来の方法に加え、デジタルでの

保存も併用することにした。

## (2) 親睦事業

令和3年度においても、依然、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念が、完全に過去のものとなることはなく、これにより、参加者の安全面等から検討を重ねた結果、令和2年度に引き続き、バス旅行等の親睦事業については、実施を見送った。このような状況に鑑み、令和2年度発足した「将棋同好会」の稼働を推進するべく広く参加者を募った。

## 7. 相談事業部

### (1) 司法書士総合相談センター

- ① 常設相談会の運営事業として合計25箇所の会場において無料相談会を設置しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令を受け相談会の中止が相次いだ。また、会館相談会については、全期間を通じて中止を余儀なくされた。
- ② 令和2年度から引き続き面談相談に代わる「電話相談会」を週2回実施した。
- ③ 女性司法書士による女性相談者のための電話相談窓口「なのはな相談センターひょうご」で週2回相談会を実施した。
- ④ 市役所等への相談員派遣事業として、合計5箇所の常設相談会及び臨時相談会（一日合同行政相談所）に相談員を派遣した。
- ⑤ 社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。
- ⑥ 認定NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ主催の「女性による女性のための相談会」に相談員を派遣した。

### (2) 地域連携対策

- ① 兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンの広報に協力した。

## 8. 広報部

次のとおりの具体的活動を行った。

### (1) 広報（PR）

#### ① 広報（メディアリレーションズ）

当会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らせるため、当会及び関連団体における事業を中心にマスメディアに対しニュースリリースを作成し配信した。マスメディア関係者との交流については、新型コロナウイルスの影響により開催しなかった。

#### ② ホームページ、フェイスブック

当会ホームページの「コラム」記事を毎月更新し、「トピックス」で相談会等のお知らせを適時掲載した。新規に「なのはな相談センターひょうご」ページ、「よくある質問」ペ

ージを追加した。

また、フェイスブックにおいて、お知らせや開催事業の記事を随時投稿した。

## (2) 広告

### ① 新聞広告

兵庫県全域で最も購読者が多い神戸新聞のテレビ面に、毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施した。また、この広告の利用により掲載可能な同紙パブリシティー枠を利用し、毎月2回記事を掲載した。

### ② 県民だよりひょうご

“相続登記はお済みですか月間”に合わせ、兵庫県内の全世帯に配布されている兵庫県の広報誌「県民だよりひょうご」2月号にて広告を実施した。

### ③ テレビCM

近畿司法書士連合会と連携して1月、2月に毎日放送、朝日放送においてスポットCMを実施した。

## (3) その他

### ① 相続登記の促進に関する広報活動

長期相続登記未了土地の相続人への通知に合わせて、神戸地方法務局と連携し「司法書士は相続登記の専門家です」(相続登記促進)リーフレットを配布した。

また、神戸地方法務局と連携し、遺言保管制度の周知、相続登記促進を目的に「～相続で未来へ～わたしのエンディングノート」を制作した。

### ② 広報グッズ等

休眠会社及び休眠一般法人に対する官報公告並びに通知に合わせて、神戸地方法務局と連携し「役員変更登記はお済みですか」チラシを配布した。

また、当会並びに各会員事務所の広報の一翼を担うアイテムの一つとしてオリジナルクリアファイルを作成し、会員に有償頒布を行った。

### ③ 各事業部の当会事業にかかわる広報活動

当会実施の相談会、イベント等の事業に関し、担当各事業部との連携を図り、広報活動の協力を行った。

### ④ 広報に関する公開研究会

広報に関する知識と情報を会員の業務に活かしてもらえるよう、広報に関する公開研究会を実施した。

### ⑤ 広報セミナーへの派遣

株式会社宣伝会議が実施するオンラインセミナーを部員2名が受講し、広報セオリーの習得を図った。

## 9. 調停センター「ぼると」

令和2年度に引き続き、令和3年度もコロナ禍の影響を受け、当センターは活動の制限を余儀なくされた。

令和3年度から、ホームページ上の申込みフォームで利用相談を申し込める態勢を作ったが、思うような成果は上げられていない。実施できた利用相談は2件、調停申込みを受理して現在、相手方へ働き掛けている段階のものが1件と、例年になく厳しい利用状況に終わった。

研修については、「密」を避けるためもあり、原則、手続実施者候補者名簿登載者を対象としたが、裁判所で調停委員を2年以上勤め、現在も任命されている会員にも参加を呼び掛けた。

令和4年3月5日 手続実施者トレーニング

講師：神奈川県会 稲村 厚 氏

この研修の内容が座学だけではないため、ZOOM等での実施は難しく、まん延防止等重点措置期間と重なり、兵庫県下の医療がひっ迫状況にあることを鑑みて、年度をまたぐが令和4年4月2日に延期することとした。

また、令和3年度は、利用相談をオンラインで行うことができないか検討を重ねた。

令和3年7月12日 オンライン利用相談勉強会

講師：福岡県会 坂田 亮平 氏

日司連 紛争解決支援推進対策部 ODR対応ワーキングチーム部 委員

この勉強会を皮切りに、運営委員会で試行を重ねた。令和4年度よりオンライン利用相談も受け付ける予定である。

また、オンライン利用相談の実施を契機に、平成28年度に改訂版を作成して以来の、調停センターのチラシの見直しを行い、再改訂した。調停の流れ図をよりシンプルにし、字も大きくして、3000枚を印刷した。改めて全会員に送付するとともに、各地の相談会や令和4年度に稼働すると聞いている賃貸トラブル支援センターにも活用してもらいたいと考えてのことである。

## 10. 災害対策部

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスまん延の懸念を払しょくすることが出来ず、一般の方々にも開放された形式での、大規模災害への対応等に関するシンポジウム等を開催することがかなわなかった。

そこで、災害対策部としては、近い将来その発生が想定され得る大規模災害への対応に備えるため、近司連の後援を得て、会員を対象とした「災害に対し司法書士に求められるもの」をテーマとした研修会を実施した（詳細については、令和3年度災害対策研修会実施概要報告及び、会報ひょうご令和4年2月号「災害対策研修会報告」を参照されたい）。

また、東日本大震災現地巡回相談等の活動については、令和2年度同様、日司連や近司連より特に要請はなかったことから、相談員派遣は行わなかった。

## 11. 緊急災害対策委員会

近司連として参画している「近畿災害対策まちづくり支援機構」の定例会議等へ継続的に参加し、起こり得る大規模災害に備えた。

## 12. 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

空き家所有者不明土地問題の対策に取り組む自治体への支援として、神戸市からの依頼に対して相続人調査の調査員を派遣した。また、播磨町からの要請に応じ、空家等対策協議会委員の推薦を行った。さらに三木市とはこの問題に関する協定を締結し（会報ひょうご令和4年3月号「三木市との「空家等適正管理事業に関する協定」締結式の報告」参照）、同協定に基づいて会員を推薦した。

ひょうご空き家対策フォーラムを通しての活動としては、同フォーラム主催の相談会に相談員を派遣した。

家庭裁判所に対する財産管理人候補者名簿の提出に関しては、名簿登載要件となる研修会を実施し、候補者を募った。